

平成 21 年 9 月 30 日 裁決

主文

社会保険庁長官が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対し、Aの死亡による遺族厚生年金を支給しないとした処分を取り消す。

理由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「60 年改正法」という。）による改正前の厚生年金保険法（以下「旧法」という。）による老齢年金（以下「旧法老齢年金」という。）の受給権者であった A（以下「亡 A」という。）が平成〇年〇月〇日に死亡したので、請求人は、その内縁の妻であると主張して、同月〇日（受付）、社会保険庁長官に対し遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人は、亡 A との婚姻が民法第 734 条により禁じられているので、厚生年金保険法（以下「法」という。）第 59 条に規定する遺族に該当しないという理由で、同人に対し、遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

### 第3 問題点

- 1 旧法老齢年金の受給権者が昭和61年4月1日以後に死亡した場合、その者の配偶者で、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものに、遺族厚生年金が支給される。そうして、前記配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとされている（法第3条第2項、第58条第1項、第59条第1項及び60年改正法附則第72条第1項並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第88条第1項第4号及び第3項）。
- 2 そうして、死亡した配偶者によって生計を維持した配偶者とは、死亡した配偶者と生計を同じくしていた配偶者であって（以下、この要件を「生計同一要件」という。）、年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のもの（以下、この要件を「収入要件」という。）、とされている（法第59条第4項、厚生年金保険法施行令第3条の10及び平成6年11月9日付庁保発第36号通達等）。
- 3 本件の場合、亡Aが前記1にいう旧法老齢年金の受給権者であったことについては当事者間に争いがないと認められるから、本件でまず検討しなければならない問題点は、請求人が、前記1の法令の規定に照らして、亡Aに係る遺族厚生年金を受けることができる配偶者に該当すると認めることができるかどうかということである。そして、上記が肯定的に解される場合、請求人が前記2の生計同一要件及び収入要件のいずれをも満たしているかどうかである。

### 第4 審査資料

「(略)」

### 第5 事実の認定及び判断

1 「略」

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 婚姻制度は一つの社会制度であり、単なる男女関係や同棲関係を意味するものでないことは、明らかである。法第3条第2項は、このような社会制度としての婚姻関係について規定した民法の婚姻法秩序を前提として、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を、政府が管掌し、事業主及び被保険者から強制的に徴収した保険料で基本的にその費用が賄われ、公的性格を有する厚生年金保険制度の中で、その者の老後生活等の安定のため、婚姻の届出をした者と同様に取り扱おうとする趣旨に出たものである。

そうすると、一種の公的給付と解すべき遺族厚生年金について、法第3条第2項が明文で民法第734条から第736条までの規定に反する者を排除していないとしても、法第3条第2項が民法の婚姻法秩序を前提にしている以上、上記に該当する者は排除されるべきであり、民法第734条第1項に該当する叔父と姪間の場合も基本的には変わるところがない。

(2) しかし、民法第734条第1項の三親等内の傍系血族間の近親婚の禁止規定は、社会倫理的配慮及び優生学的配慮に立脚し、合理性があるといえども、わが国では、農業後継者の確保、家の存続等の要請から、農村地帯を中心にして、叔父と姪間の内縁等三親等内の傍系血族間の内縁関係が民法第734条第1項の規定にもかかわらず形成され、それが地域社会の中で自然に受け容れられてきたという歴史がそれほど遠くないときまで続いていたことも、また、疑えない現実である。

(3) 最高裁判所は、平成19年3月8日、上記(2)に述べたような社会的、時代的背景の下に形成された三親等内の傍系血族間の内縁関係については、①それが形成されるに至った経緯、②周囲や地域社会の受

け止め方、③共同生活期間の長短、④子の有無、⑤夫婦の安定性等に照らして、反倫理性、反公益性が婚姻法秩序維持等の観点から問題とするに至らない程度に低いと認められる例外的場合には、上記近親間の婚姻を禁止すべき公益的要請よりも、遺族の生活の安定という遺族厚生年金制度の目的を優先させるべき特段の事情があるとの判断を示した（最高裁判所第一小法廷平成19年3月8日判決。以下「最高裁判決」という。）。当審査会としても、法の運用に当って、これに準拠することを妥当と考える。

(4) 前記1の(3)で、請求人は、その○であるBが亡Aから請求人への婚姻の申込みを取り次ぎ、同人にそれを勧めた背景に、○が結核にり患し命は取り留めたとしても、容易に外部から配偶者を得られない点があることを挙げている。亡Aが結核にり患していたことを疑う特段の事情もないが、当時は、明治の産業革命とともに始まった結核の流行がそのピークを迎えた第二次世界大戦前後から既に○年以上経っていた。そして、昭和○年頃までの日本では、結核に対する有効な薬がなく、一旦り患すればひたすら安静の日々を何年にもわたって過ごさざるを得ず、その患者が病んで精神的に将来への希望を見失って生きていかなければならない状況があったが、化学療法が一部可能になりつつあった昭和○年、○年頃にはそれが変わりつつあったことは事実である。

(5) しかし、昭和○年・○年当時は、前記変化が始まってから数年の後であり、とくに結核対策の先進地域であるとも認められない、○○市○○地区に住み、また、とくに結核対策等の進展について十分な知見を有していたとも思われぬ、当時○○歳の請求人が、かつての結核のイメージに囚われ、叔父・姪間の婚姻を、民法が禁止しているといってもインセスト・タブーのような、道徳的にも絶対に許されない、

強い禁止ではないと無意識的に認識して、Bも勧め、亡Aの療養所入所中家族の誰かが身の回りの世話や看護をしなければならなかった時期に亡Aの看護等をして、その気心も知っていたと思われる同人との婚姻に同意し、同居するようになったからといって、それを特に強く非難すべきこととみるのは相当ではない。そうすると、本件においては、請求人及び亡Aが叔父・姪間の事実上の婚姻関係を形成するに当たって、それを宥恕すべき特段の事情が認められるとしてもおかしくはない。

(6) そうして、本件の場合、前記1の(4)ないし(6)で事実認定したように、その共同生活が〇〇年以上という長期にわたって安定的に維持され、実子ではないがCを請求人及び亡Aが親代わりに育て上げ、Cの子からは「おじいちゃん」、「おばあちゃん」と呼ばれ、周囲や地域社会等も二人を事実上の夫婦として受け容れていたのであるから、前記(3)の反倫理性、反公益性が婚姻法秩序維持等の観点から問題とするに至らない程度に低いと認められる例外的場合に該当するというべきである。なお本件は、前記(2)にあるような、社会的、時代的背景と異なる、〇地帯という各地から人が集められ、言わば人為的に街が形成された地域であって周囲にそのような関係がしばしば見られるということが認められない事案に係るものであるが、前記最高裁判決が、直ちにこのような場合を排除する趣旨のものと解するのは相当ではない。

(7) さらに付け加えれば、わが国の公的年金制度においては、基礎年金制度導入前は、無業の妻には独立した年金権が保障されず、その老後生活の安定は、夫の存命中は夫の老齢給付で、その死亡後は夫の老齢給付が転化した長期遺族給付（本件遺族厚生年金がこれに当たる。）で図られる仕組みとなっていた。そして、この長期遺族給付は、夫の

在職中死亡の場合等の短期遺族給付に比べ、公的な再分配制度という性格は大きくないと言える。本件の場合、前記1の(7)及び(8)で事実認定したように、亡A死亡当時〇〇歳であった請求人の老後生活は、同居する亡Aの旧法老齢年金で支えられていたと言えるが、それが亡Aの死亡により請求人の遺族厚生年金に転化しない限り、いわゆる無年金者になり、老後生活安定の術を失うこととなる。もちろん、婚姻法秩序の維持の観点から、このような事態を甘受すべき場合があり得ることは当然であるが、本件の場合、前記(6)で述べたように、その反倫理性、反公益性は、婚姻法秩序維持等の観点から問題とするに至らない程度に低い。

- (8) 最後になるが、本件では、前記1の(6)及び(8)から、前記第3の2の生計同一要件及び収入要件を満たすことは明らかである。
- (9) そうすると、請求人は亡Aの死亡による遺族厚生年金の受給権を有する者であり、これを否定した原処分は取消しを免れ得ない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。